

一般社団法人全日本テコンドー協会 理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第57条の規定に基づき、当法人の理事会の議事の方法に関する事項について定め、これによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 専門委員会の委員長は、オブザーバーとして理事会に出席することができ、役員からの求めに応じ、専門委員会の活動状況を報告し、議案に対して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

3 前項において委員長が出席できない場合、事前に届け出ることにより、委員長が属する専門委員会の他の委員1名を出席させることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎事業年度6月、7月、10月、翌1月及び翌3月の第2土曜日午前10時に開催し、具体的な日時については、事業年度開始までに理事会にて決定する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日

から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事並びに専門委員会の委員長に対して発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面又は電磁的記録で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

- 2 専門委員会の委員長は、理事会に出席する場合、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事会の都度、会長、専務理事及び常務理事の中から理事の互選で選定する。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長が決する。

- 2 議長は、理事として前項前段の決議に加わることはできない。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 正会員総会の招集等に関する事項
 - (2) 会員に関する事項
 - (3) 理事に関する事項
 - (4) 組織及び人事に関する事項
 - (5) 財産・財務に関する事項
 - (6) 重要な業務執行に関する事項
 - (7) その他法令及び定款に定める事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(報告)

- 第11条** 会長及び業務執行理事並びに専門委員会の委員長は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。
- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

- 第12条** 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名押印をしなければならない。
- 2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 理事会議事録の作成責任者は専務理事とする。
 - 4 専務理事は、理事会終了後14日以内に議事録案を作成し、これを議長、当該理事会に出席した理事及び監事に交付し、内容を確定させるものとする。

(欠席者に対する通知)

第13条 事務局は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(書面決議)

第14条 第9条の定めにかかわらず、定款第36条第3項に基づき、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議の述べた場合はこの限りではない。

2 前項本文に基づく決議（以下「書面決議」という。）の濫用を防止し、理事会における十分な審議を確保するために、書面決議を行おうとする理事は、次の事項を遵守するよう最大限努めるものとする。

(1) 書面決議の提案から同意の意思表示の締切りまでの期間は、少なくとも7日間設定すること。ただし、コンプライアンス委員会において緊急の必要性があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 書面決議に付された議案の検討が十分できるよう必要な資料（専門委員会の議事録、事業計画書、予算書など）を添付すること。

(3) 書面決議に付された議案について質疑がある場合に備えて、提案者及び提案者が指名する質疑応答者の連絡先を明記すること。

3 事務局は、書面決議に関する同意の意思表示のとりまとめを行う。

4 事務局長は、同意の意思表示の締切期限を経過しても同意又は不同意の意思表示を明らかにしていない理事又は監事に対し、個別に連絡し、その意思を確認しなければならない。この意思確認により同意の意思表示をした理事又は監事は、締切期限内に同意の意思表示をしたものとみなす。

5 書面決議に関する理事会議事録は事務局長が作成し、会長がその内容を確認し、確定させる。

(情報公開)

第15条 理事会議事録の要旨を当該理事会又は書面決議終了後14日以内に当法人のウェブサイトに掲示して公表するよう努めるものとする。

2 理事会議事録にプライバシー又は個人情報などに該当し公表することが相当でない情報については非公開とし、理事会議事録の要旨に掲載しないものとする。

3 前項の判断は、コンプライアンス委員会の意見具申に基づき、議長が行うものとする。

附 則〔平成28年10月8日制定〕

この規程は、平成28年10月8日から施行する。

附 則〔平成29年5月12日改正〕

平成29年5月12日付け理事会のみなし決議において承認された第4条第2項の改正は、同日から施行する。

附 則〔平成29年6月3日改正〕

- 1 平成29年6月3日の理事会において承認された第3条第2項及び第3項、第6条第1項、第7条見出し及び第7条第2項並の改正は、同日から施行する。
- 2 平成29年6月3日の理事会において承認された第8条第1項の改正は、当法人定款第33条第2項が当該第8条第1項と同旨に改正され、かつこれが平成29年6月18日に開催される定時正会員総会において承認されることを停止条件として、停止条件が成就した時から施行する。

附 則〔平成29年9月10日改正〕

平成29年9月10日の理事会において承認された第9条及び第13条の改正は、同日から施行する。

附 則〔平成30年6月9日改正〕

平成30年6月9日の臨時理事会において承認された第4条の改正は、平成30年7月1日から施行する。